

建築物の形態規制（行方都市計画）

対象地	市街化区域・市街化調整区域	防火・準防火地域	建築基準法第22条指定区域	用途地域	略称	建蔽率/容積率	容積率の制限 (前面道路が狭小の場合)	外壁後退 壁面後退	高さ制限	隣地斜線	北側斜線	道路斜線	日影規制				備考
													制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	
行方市麻生・粗毛・富田の一部	非線引き区域	無	有 (行方市麻生、粗毛、富田のすべての地域)	第一種中高層住居専用地域	一中高	60/200	前面道路の幅員×0.4	無	無	20m+勾配1.25 ※1	10m+勾配1.25	勾配1.25 道路端より適用距離20m	高さが10m超の建築物	4m	4時間	2.5時間	
				第一種住居地域	一住	60/200	前面道路の幅員×0.4	無	無	20m+勾配1.25 ※1	無	勾配1.25 道路端より適用距離20m	高さが10m超の建築物	4m	5時間	3時間	
				近隣商業地域	近商	80/200	前面道路の幅員×0.6	無	無	31m+勾配2.5 ※2	無	勾配1.5 道路端より適用距離20m	高さが10m超の建築物	4m	5時間	3時間	
				準工業地域	準工	60/200	前面道路の幅員×0.6	無	無	31m+勾配2.5 ※2	無	勾配1.5 道路端より適用距離20m	高さが10m超の建築物	4m	5時間	3時間	
行方市芹沢の一部		無	無	工業専用地域	工専	60/200	前面道路の幅員×0.6	無	無	31m+勾配2.5 ※2	無	無	無	無	無		
上記以外		無	無	無指定		60/200	前面道路の幅員×0.6	無	無	20m+勾配1.25	無	勾配1.5 道路端より適用距離20m	無	無	無	無	

※1 住居系で20mを超える建物の隣地斜線は、建築物から隣地境界線までの距離×1.25+20m以下

※2 商業・工業系で31mを超える建物の隣地斜線は、建築物から隣地境界線までの距離×2.5+31m以下

※3 対象地が、行方市麻生、粗毛、富田、芹沢の場合は、都市建設課までお問い合わせください。